

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3章 監査の結果及び意見</p> <p>1. 介護保険制度</p> <p>(2) 要介護・要支援認定費用について</p> <p>認定委託費用の水準について【意見3】</p> <p>神戸市における新規及び変更に関する認定調査は、全て指定事務受託法人である公益財団法人こうべ市民福祉振興協会へ委託しており、更新については在宅での調査は管轄地域包括支援センターに併設の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設での調査については入所先の介護保険施設へそれぞれ委託している。</p> <p>指定事務受託法人に対する委託費用について、1件当たり単価を算出した結果及び認定処分に要する平均日数を近隣都市と比較した結果、認定処分に要する平均日数は、近隣都市との比較では短くなっているが、認定委託費用は高水準であると言える。</p> <p>介護給付費用の9割が公費及び介護保険料から負担され、受益者負担が1割のみであることを勘案すると、財政負担の観点からは認定調査の質の確保は極めて重要であるため、単純に認定処分に要する日数と認定委託費用の金額のみで判断すべきではないが、認定委託費用の妥当性について検討が必要である。</p>	<p>本市における認定処分に要する平均日数は、他の政令市との比較において最短レベルの処理期間となっており、これら認定処分期間の長期化や認定調査水準の低下等を招くことがないように対応していく必要がある。</p> <p>今後も適正な調査運営を推進していく。</p> <p>(保健福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>2. 地域における支え合い活動</p> <p>(2) 民生委員の役割の次世代への継承について【意見6】</p> <p>神戸市の民生委員の状況は、定数2,571人に対して現在数が2,451人と120名の欠員が生じている状況である。欠員区域は隣接区域の民生委員または地区会長等によりその職務はカバーされているとのことであるが、全国的に民生委員のなり手が不足している傾向にある。</p> <p>神戸市においては、民生委員の役割や負担を少しでも軽減することを重視しており、民生委員支援員制度や友愛訪問ボランティア活動、見守り推進員、協力事業者による高齢者見守り事業などにより、民生委員の活動を支援している。</p> <p>しかし、神戸市によれば民生委員の平均年齢は区域担当で63.9歳に到達しており、その求められる職務内容並びに今後の高齢者福祉に占めるその役割の重要度からは、行政機関をはじめ社協、地域団体等が密接に連携・協力して民生委員の活動支援を強化拡充していく必要がある。</p>	<p>平成28年度は、これまで民生委員が一部担ってきた行政協力事務や証明事務、充て職などを廃止し、民生委員の負担軽減を実施するとともに、実費弁証費の引き上げなど、民生委員の活動に対する支援を強化した。</p> <p>今後も、民生委員支援員の拡充や地区民委員活動促進費の拡充、負担軽減に向けた更なる取組みなどを進め、活動支援に取り組んでいく。</p> <p>(保健福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>(3) 高齢者見守り調査の対象拡充について【意見7】</p> <p>平成26年3月と平成27年3月の高齢者の見守り状況は、「見守り必要」とする単身・老々の高齢世帯の推移で、民生委員・友愛訪問の見守り対象者が近時減少傾向にあり、特に民生委員による見守りが大幅に減少(5,019世帯)している。これに対し、逆に「見守り不要」とする高齢者世帯が、高齢者数の増加にも拘わらず増加(6,941世帯)している。</p>	<p>高齢者見守り調査で「見守り不要」と回答された方に対しても訪問する等の対応を行っているが、訪問を拒否される方もおり、課題もある。</p> <p>今後は、本来的に見守りを必</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>「見守り不要」とされる高齢者の中には、セルフ・ネグレクトの高齢者が含まれている可能性もあり、本来的に見守りを必要とする高齢者を丁寧に把握することが求められる。</p>	<p>要とする高齢者を見落とさないためにも、民生委員やあんしんすこやかセンターに配置している地域支え合い推進員、地域住民や協力事業者等による重層的な把握に努めるとともに、災害時に支援が必要となる要援護者についても、平時から見守りのできる体制を構築していく。</p> <p>あわせて、高齢者の見守りに関する業務を実施している住宅都市局等関係部局とも連携を図っており、今後もより一層の連携を図っていく。</p> <p>(保健福祉局)</p>	
<p>(4) LSA配置の見直しについて【指摘1】</p> <p>シルバーハウジングのLSAの配置について50戸に1人配置することを想定しているが、実際には6戸～68戸に1人と配置状況に差異がある。また、委託法人が同じで近隣という理由で配置されていないシルバーハウジングもある。</p> <p>この事業は当初、国のプロジェクトに基づいて実施されているもののその後の介護保険等の諸制度との棲み分けが必ずしもできていない状況である。事業費もLSA一人当たりおよそ4百万円かかっており、神戸市が行う介護保険制度上の地域支援事業における任意事業の中では最も事業費が高い。また、利用者は、たとえ、シルバーハウジング入居者であっても介護保険認定を受けた場合には制約なく介護サービスが享受できることから、行政サービスが二重になっている場合も想定される。平成29年度の総合事業への移行に際しては、縮小を含めた見直しが必要である。</p>	<p>平成 29 年度より、順次、業務内容の整理を行い、住宅所在地を圏域にもつあんしんすこやかセンターの運営法人に「シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業」として業務を委託することとした。</p> <p>今後、あんしんすこやかセンターに配置している地域支え合い推進員等と連携を図りながら、地域支え合い体制の構築に向けて一体的に事業を運営していくことで、介護サービスとの棲み分けをしていく。</p> <p>(保健福祉局)</p>	措置済
<p>3. あんしんすこやかセンターの運営</p> <p>(2) 認知度の向上について【意見12】</p> <p>あんしんすこやかセンターは、高齢者の総合相談窓口として、各種相談、支援、必要なサービス等をつなぐ架け橋の中心的役割を果たすことが期待されるため、地域住民に広く認知され有効に利用される必要がある。</p> <p>神戸市は認知度向上の施策として、HP・広報誌への掲載等を実施してきたが、神戸市介護保険事業計画策定に向けた実態調査の一環として平成25年10月に実施した調査では、あんしんすこやかセンターの認知度は5割程度に留まっている。</p> <p>認知度については、今後は目標値を設定し、定期的な調査、改善施策を検討する必要がある。</p> <p>また、独自に認知度調査や向上施策を実施しているあんしんすこやかセンターもあるため、有効な施策については、他</p>	<p>平成 28 年度は市民ネットモニターアンケート調査を行い、あんしんすこやかセンターの認知度調査を行った。また、地下鉄看板を利用したデザイン性のある広告における PR を行った。</p> <p>今後も、認知度向上に向け、工夫して取り組んでいきたい。</p> <p>(保健福祉局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>のあんしんすこやかセンターでも展開できるような体制整備が望まれる。</p>		
<p>4. あんしんすこやかプラン (2) 電磁調理器給付事業について【意見15】 平成26年度の当該事業の支給実績は121件で1,662千円である。当該事業は平成12年より一人暮らし老人宅における防火を目的としているが、事業開始当時に比べて、昨今では電磁調理器が普及し、その価格も下がってきており（平均公費負担13千円）、電化製品店で安価で購入可能である。神戸市として事業を継続するかどうか、並びに公費負担額を15千円に据え置くかについては検討する必要がある。</p>	<p>安全性の高い製品が安価で普及していることなどから、市単独による給付を平成28年度末で廃止した。 （保健福祉局）</p>	措置済
<p>(4) 認知症高齢者訪問支援員派遣（ほっとヘルパーサービス）事業について【指摘2】 認知症高齢者訪問支援員派遣の利用状況は、事業実施主体によって、事業の実施状況に差異が見受けられる。神戸市独自に実施しているサービスであることから、受益者の居住地域によって享受できるサービスに偏りが生じないように、利用を活性化する仕組みが必要と考える。</p>	<p>ほっとヘルパーサービスの利用者は、大声を出す・暴言暴行等、認知症の行動・心理症状が顕著な方である場合が多い。そのため、ほっとヘルパーとしての活動は、認知症介護に関する一定の専門的な知識・技術を習得しておかなければ難しい。このため、特別な専門研修の受講を登録要件としている。 平成28年度の専門研修は見直しを行い、認知症の行動・心理症状への対応と活動事例報告を中心に実施し、受講者が20名となり一定の人材確保ができた。 （参考）研修受講者数 H26：11名、H27：12名 （保健福祉局）</p>	措置済
<p>5. 高齢者の施設の整備・運営 (4) 養護老人ホームの入所基準について【意見18】 神戸市では、養護老人ホームに入所基準について、神戸市立老人福祉施設条例によってのみであり、特に詳細かつ明確な基準を設けておらず、入所の判断については、入所希望者の状況に応じて、各区役所の保健福祉部長が行っている。 養護老人ホームは措置施設であり、環境上の理由及び経済的理由の側面から、個別の状況を勘案した上での入所となるため、入所のための要件を明確化した詳細な入所基準については設けていないとのことである。 しかしながら、入所のための基準が曖昧であれば、本来入</p>	<p>入所基準の運用について統一化を図るべく、28年度に全区役所の担当係長による会議を開催し、各区における入所基準の共有を図り、統一基準の検討を行った。引き続き、統一基準の構築に向け、必要に応じて議論をしていきたい。 （保健福祉局）</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>所すべきでない人でも、入所してしまうという危険性をもたらす誘因となる。また、提示できる具体的な入所基準があれば、稼働率の状況から相当人数存在しているものと推察される潜在的な入居待機者の理解の向上に役立つものと考え。このため、神戸市は、個別判断を行っている現状の事務との費用対効果を考慮した上で、詳細かつ明確な入所基準の構築を検討すべきと考える。</p>		
<p>6. 認知症対策 (1) 認知症高齢者の分析について 早期発見【意見22】 介護保険制度改正に伴い、「介護予防のための基本チェックリスト」(元気!いきいき!チェックリスト)の個別郵送による特定高齢者把握事業が、あんしんすこやかセンターでの個別面談等による把握方法に変更となる。 同チェックリストは事業対象者を判断するツールとしてあんしんすこやかセンター窓口にて実施することから、担当者に対する研修指導体制を含め、当該ツールを有効に医療・介護相互で活用される仕組みの構築が望まれる。</p>	<p>平成 29 年度に予防給付から総合事業へ移行することから、あんしんすこやかセンター職員を対象としたチェックリストを含む総合事業対応研修(ケアマネジメント研修、あんしんすこやかセンター説明会)の実施とマニュアル作成(神戸市介護予防・日常生活総合事業相談窓口マニュアル、介護予防ケアマネジメントマニュアル)を実施し、活用の仕組みを構築した。 今後も研修は毎年実施し、研修受講履歴の管理を行うと共に、研修受講者に従事者証を発行することにより質の担保を図る。 (保健福祉局)</p>	措置済
<p>健康診査【意見24】 「健康こうべ2017」(神戸市健康増進計画)では、成果指標として健康診査のゴールである平成29年度の受診率目標60%(設定時の平成23年度29.9%)を掲げている。例えば、その健康診査の時に認知症の早期発見プログラムの導入などの仕組みが望まれる。</p>	<p>認知症は、より早期に発見し発症予防や、適切な医療・介護サービスつないでいくことが重要であることから、平成 28 年度より、従来の特定健診項目に新たに介護予防や認知機能に関する健診項目を追加する、「フレイル健診」を開始した。 (保健福祉局)</p>	措置済
<p>鑑別【意見25】 認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者は、発症原因別で投薬処方や介護対処が異なることから、必要に応じて速やかに鑑別診断が行われるよう、さらなる仕組みの整備・運用が望まれる。</p>	<p>認知症疾患医療センターが速やかな鑑別診断が行えるよう、平成 28 年度には 3 箇所増設し市内 5 箇所とし、初診待機期間の短縮を図った。 (保健福祉局)</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>8. 後期高齢者医療制度 (1) 後期高齢者医療特別会計における滞納処分について 【意見31】</p> <p>後期高齢者医療特別会計に関する本庁での事務処理を3名の職員で担当していることから、滞納処分に注力できる時間は限定されている状況である。その一方で、保険料の時効は2年であることを鑑みると、期中の滞納管理、滞納処分の実施をより適時に行う必要があると考えられるので、他の債権の管理との業務統合、人員の増強等により、体制の強化を図ることが望ましい。</p>	<p>今年度から、係内の配置の工夫で滞納処分に当たる職員の数を増加するとともに、システム化や滞納整理事務マニュアルを作成するなど、改善に向けた取組みを行った。</p> <p>(保健福祉局)</p>	措置済
<p>11. 神戸市が保有する施設の運営 (2) 地域福祉センターについて 建築年度分布【意見36】</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会の活動拠点である地域福祉センターは、神戸市所有のうち最も古いもので昭和12年に建設されており、老朽化が進んでいる。</p> <p>平成27年度の予算要求では大規模修繕が必要な個所として9か所、92,129千円の予算を要求したものの、結果的に小修繕費も含めた49,152千円に査定された。今後、施設の老朽化はますます進むことが予想される中、潜在的に必要な大規模修繕について実行可能な長期的修繕プランがない。神戸市所有設備の長期的な将来修繕プランを作成し、計画的に修繕を進めていく必要がある。</p>	<p>長期的な修繕計画の策定を進めており、計画的な修繕を実施していく</p> <p>(市民参画推進局)</p>	措置済
<p>(3) 垂水年金会館補助金について【指摘4】</p> <p>包括的な市からの補助で必要経費の大半がまかなわれているため、管理者側で収入を増加させる施策や経費削減の施策をせずとも施設運営が行えてしまう可能性がある。</p> <p>管理者側が収入増加や経費削減といった経営努力を継続するような補助金支出方法を検討するべきである。</p>	<p>今後の施設あり方を検討するために、平成29年4月1日付で神戸市が寄附受納を行った。平成29年度にはまず耐震診断を実施する。</p> <p>それに伴い、垂水年金会館補助金は平成29年度より廃止とした。</p> <p>(保健福祉局)</p>	措置済